

仁和公園用地の原状復旧に関する覚書

立本寺（以下「甲」という。）と京都市（以下「乙」という。）は、平成27年4月1日付けで締結した、京都市仁和公園用地に関する「土地賃貸借契約書」第7条に基づき、契約期間満了後の原状復旧について、以下の事項に関して合意した。

（原状復旧の方法）

第1条 原状復旧に際しては、乙は、公園用地に乙が設置した遊具、植栽等の公園施設を除却するものとする。

（原状復旧の期日）

第2条 乙は、平成28年4月30日までに原状復旧を行うものとする。

（物件の保全義務）

第3条 乙は、原状復旧が完了するまでの期間、善良な管理者としての注意をもって公園用地の維持保全に努めなければならない。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年3月29日

甲 京都市上京区七本松通仁和寺街道上る一番町107番地

宗教法人 立本寺

代表者 代表役員 上田 正

乙 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市

代表者 京都市長 門川 大作



仁和公園代替公園用地の貸借に関する覚書

立本寺（以下「甲」という。）と京都市（以下「乙」という。）は、以下の事項に関して合意した。

（貸借物件）

第1条 甲は、甲の所有する次の土地（別図参照）を、京都市に公園用地として賃貸する。

ただし、区域及び面積については、次項に定める契約締結時に確定することとする。

物件の表示

所 在 地	地 目	面 積
京都市上京区仁和寺街道七本松東入一番町107（祖師堂を含む区域）	境内地	約1,700㎡

2 甲は、平成28年9月30日までに、前項に定める土地にある祖師堂を除却し、跡地を整地のうえ、乙と土地賃貸借契約を締結するものとする。

（貸借期間）

第2条 甲は、前条第2項に定める祖師堂除却及び跡地整地が完了した場合は、速やかに乙に連絡し、甲乙双方立会いの下、現場を確認のうえ、確認書を取り交わすものとする。

2 当初の土地賃貸借契約期間は、前項に定める確認書を取り交わした日の翌日から平成43年3月31日までとし、その後の期間延長については、甲乙協議のうえ、決定することとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年3月29日

甲 京都市上京区七本松通仁和寺街道上る一番町107番地

宗教法人 立本寺

代表者 代表役員 上田 〇〇

乙 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町4-8-8番地

京都市

代表者 京都市長 門川 大作 印



